

平成 25 年度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

26川監第260号
平成26年8月22日

川崎市長 福田 紀彦様

川崎市監査委員 村田 恭輔
同 奥宮 京子
同 菅原 進
同 宮原 春夫

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項
及び第22条第1項の規定により審査に付された平成25
年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基
礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり
その意見を提出します。

目 次

平成25年度 川崎市健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の方法	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	7
3	実質公債費比率	10
4	将来負担比率	13
5	まとめ	16

平成25年度 川崎市資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	17
第2	審査の方法	17
第3	審査の期間	17
第4	審査の結果	17
1	地方公営企業法適用企業	19
(1)	病院事業会計	19
(2)	下水道事業会計	19
(3)	水道事業会計	20
(4)	工業用水道事業会計	20
(5)	自動車運送事業会計	21
2	地方公営企業法非適用企業	22
(1)	卸売市場事業特別会計	22
(2)	港湾整備事業特別会計	22
(3)	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	23
3	まとめ	23

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、特別の表示があるものを除き単位未満は切り捨てである。
- 2 各比率は全て百分率で表示し、単位未満は切り捨てである。なお、前年度比については単位未満を四捨五入してある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「-」……………皆無又は該当数値なし
「0」、「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
「…」……………算出不能、無関係又は不明
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

平成25年度川崎市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成26年6月2日から同年8月7日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位 : %)

区分	25 年度	24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	9.1	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	111.5	106.3	400.0	

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

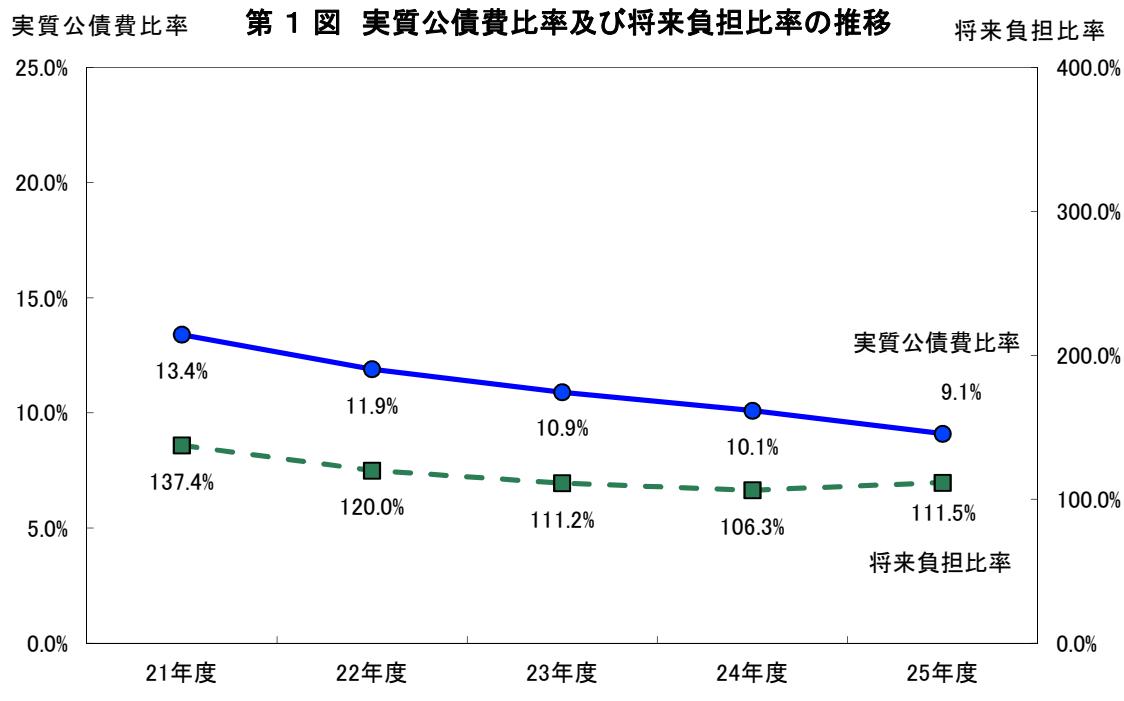
実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

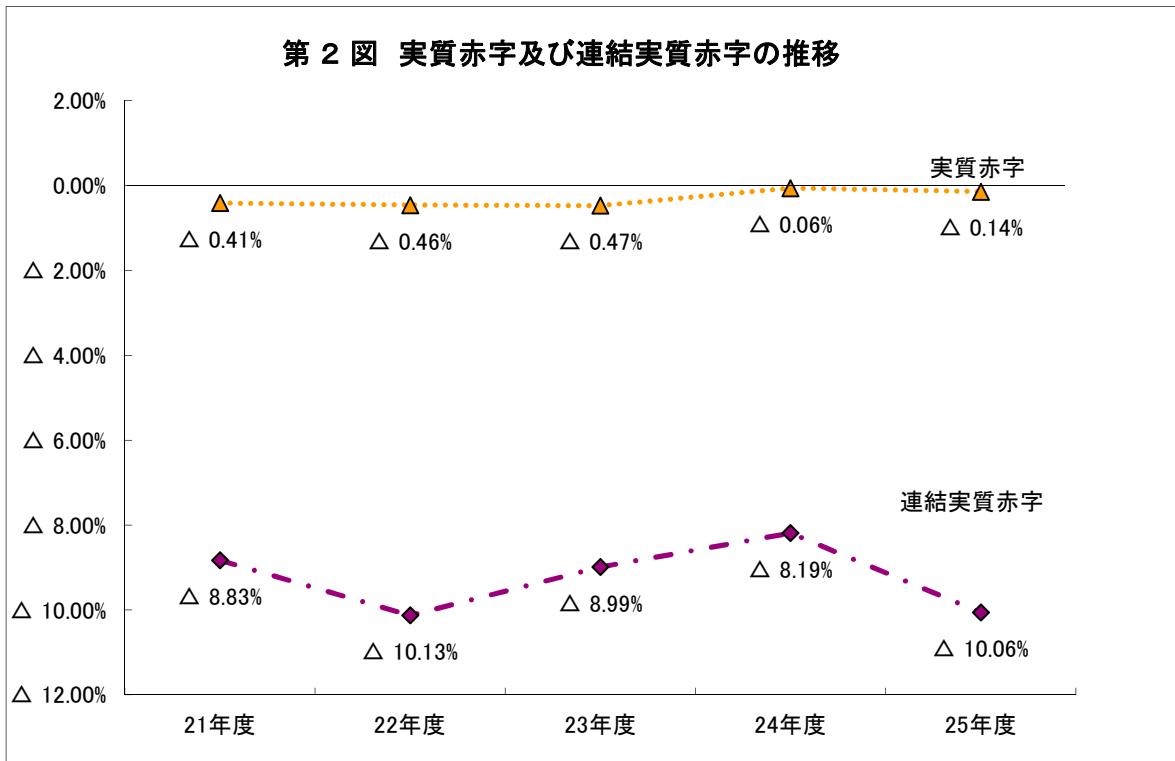
実質公債費比率は9.1%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

将来負担比率は111.5%で、早期健全化基準の400.0%を下回っている。

最近5年間の健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移をみると、平成24年度まではともに低下していたが、当年度の将来負担比率は上昇している。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかつたため算出されないが、参考として最近5年間の実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

第3図 対象会計等の範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	実質公債費比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率				
	一般会計等に属する特別会計									
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率					
公営企業会計	地方公営企業法適用企業		資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率					
	地方公営企業法非適用企業									
一部事務組合										
土地開発公社										
損失補償団体										

(注) 高速鉄道事業会計は平成24年度で廃止されているが、実質公債費比率（過去3か年平均値）では準元利償還金の対象会計となっている。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス4億3,726万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

繰上充用額(a)はマイナス10億6,826万円となっており、実質黒字であるため発生していない。支払繰延額(b)はなく、事業繰越額(c)は6億3,099万円であった。これは、全額母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

標準財政規模(B)は3,032億552万円となっており、前年度に比べ40億376万円増加している。

第 1 表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 領			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 437,269	△ 190,687	△ 246,582	229.3
繰上充用額*1(a)	△ 1,068,267	△ 724,001	△ 344,266	147.6
支払繰延額(b)	—	—	—	...
事業繰越額(c)	630,998	533,314	97,684	118.3
標準財政規模*2(B)	303,205,524	299,201,763	4,003,761	101.3
(A/B×100)	△ 0.14	△ 0.06		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.25			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

$$\left. \begin{aligned} & \text{〈算定式〉} \\ & \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ & \text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ & \quad = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源*3} \end{aligned} \right\}$$

*1 繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額。

$$\text{繰上充用額} = \text{イ} - \{(\text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ}) - \text{ホ}\}$$

イ：歳入歳出差引額

ロ：継続費過次繰越額

ハ：繰越明許費繰越額

ニ：事故繰越繰越額

ホ：ロからニ及び事業繰越額、支払繰延額に係る未収入特定財源

*2 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すものである。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

*3 翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものである。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス 305 億 1,368 万円となっており、前年度に引き続き連結実質黒字となつたため算出されなかった。

第 2-1 表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 30,513,683	△ 24,506,823	△ 6,006,860	124.5
実質赤字合計額*1(a)	—	—	—	...
資金不足額合計額*2(b)	—	—	—	...
実質黒字合計額*3(c)	928,110	1,244,875	△ 316,765	74.6
資金剩余额合計額*4(d)	29,585,573	23,261,948	6,323,625	127.2
標準財政規模(B)	303,205,524	299,201,763	4,003,761	101.3
(A/B × 100)	△ 10.06	△ 8.19		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.25			
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剩余额合計額})$$

一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の会計の会計別実質収支額をみると、一般会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、競輪事業特別会計及び介護保険事業特別会計において、実質収支額に黒字が発生している。

**第 2-2 表 会計別実質収支額
(一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の会計)**

(一般会計等)

(単位:千円)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(1)-(2)-(3)
一 般 会 計	579,376,454	575,602,322	3,579,636	194,496
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	802,536	171,538	630,998	—
公害健康被害補償事業特別会計	207,098	83,065	—	124,033
勤労者福祉共済事業特別会計	96,889	96,888	—	1
墓地整備事業特別会計	854,264	735,525	—	118,739
公共用地先行取得等事業特別会計	5,696,429	5,696,429	—	—
公債管理特別会計	231,993,949	231,993,949	—	—
小 計				437,269

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(1)-(2)-(3)
競輪事業特別会計	16,619,489	16,490,072	—	129,417
国民健康保険事業特別会計	128,721,400	127,481,575	1,239,825	—
後期高齢者医療事業特別会計	12,270,869	11,716,774	554,095	—
介護保険事業特別会計	71,758,755	71,397,331	—	361,424
小 計				490,841
合 計				928,110

(注) 嶸入額及び歳出額それぞれの総計を一致させるため、各会計において端数調整を行っている。

公営企業会計の会計別資金剩余额をみると、卸売市場事業特別会計を除く全ての会計において資金剩余额が発生している。

第 2-3 表 会計別資金剩余额（公営企業会計）

(地方公営企業法適用企業)

(単位:千円)

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剩余额 (1)-(2)-(3)
病 院 事 業 会 計	9,875,079	—	5,011,589	4,863,490
下 水 道 事 業 会 計	17,238,554	—	13,860,963	3,377,591
水 道 事 業 会 計	19,973,568	—	7,407,568	12,566,000
工 業 用 水 道 事 業 会 計	9,309,639	—	821,356	8,488,283
自 動 車 運 送 事 業 会 計	1,363,232	—	1,322,849	40,383
小 計				29,335,747

(地方公営企業法非適用企業)

会 計 名	歳入額(1)	算入地方債 (2)	歳出額(3)	資金剩余额 (1)-(2)-(3)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	2,465,047	—	2,465,047	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	2,781,453	—	2,760,882	20,571
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	951,780	—	722,525	229,255
小 計				249,826
合 計				29,585,573

*1 実質赤字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額である。

*2 資金不足額合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額である。

*3 実質黒字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額である。

*4 資金剩余额合計額

公営企業会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額である。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は9.1%となり、早期健全化基準である25.0%を15.9ポイント下回っている。

当年度の実質公債費比率（過去3か年平均値）は、前年度に比べ1.0ポイント改善し、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は前年度に比べ0.60661ポイント改善している。これは主に標準財政規模(E)が3,032億552万円となっており、前年度に比べ40億376万円増加したことによるものである。単年度の実質公債費比率は平成19年度から改善が続いている。

第 3－1 表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度
地方債の元利償還金(A)	32,886,931	32,559,088	38,108,925	40,215,740
地方債の準元利償還金(B)	51,702,335	51,926,627	49,953,394	50,739,852
地方債償還に充当される特定財源*1(C)	20,881,793	20,313,267	21,741,553	21,574,305
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額*2算入額(D)	42,140,167	41,302,223	40,358,843	41,124,476
標準財政規模(E)	303,205,524	299,201,763	295,275,357	291,351,977
(A+B)-(C+D)	21,567,306	22,870,225	25,961,923	28,256,811
(E-D)	261,065,357	257,899,540	254,916,514	250,227,501
実質公債費比率(単年度) (((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	8.26127	8.86788	10.18448	11.29245
25年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)		9.1		
24年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)			10.1	
早期健全化基準				25.0
財政再生基準				35.0

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

25年度実質公債費比率及び24年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

地方債の元利償還金(A)は328億8,693万円となっており、前年度に比べ3億2,784万円増加している。

第3-2表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度
一般会計等に係る公債費(a)	116,624,282	90,358,475	127,149,622	96,807,406
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	2,276,598	101,506	2,595,269	1,916,032
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	82,205,686	58,939,011	88,857,743	58,039,426
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	1,000,000	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(e)	1,744,933	1,241,130	2,412,315	3,363,792
地方債の元利償還金 (a-b-c-d+e=A)	32,886,931	32,559,088	38,108,925	40,215,740

地方債の準元利償還金(B)は517億233万円となっており、前年度に比べ2億2,429万円減少している。

第3-3表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	36,731,055	36,003,835	34,532,138	32,765,548
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	14,138,478	15,167,504	14,730,253	16,162,248
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	832,802	755,288	691,003	1,812,056
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—	—
地方債の準元利償還金 合計(B)	51,702,335	51,926,627	49,953,394	50,739,852

*1 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

*2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額である。

4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は 111.5% であり、前年度に比べ 5.2 ポイント上昇したものの、早期健全化基準である 400.0% を下回っている。

これは主に一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)が減少したことなどにより、将来負担額(A)が前年度に比べ 59 億 9,709 万円減少したものの、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額である特定歳入見込額(j)が減少したことなどにより、充当可能財源等(B)が前年度に比べ 231 億 1,663 万円減少したことなどによるものである。

第 4 表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項 目	金額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,304,991,129	1,310,988,225	△ 5,997,096	99.5
当年度末一般会計等 地方債現在高(a)	1,004,480,945	998,157,820	6,323,125	100.6
債務負担行為に基づく 支出予定額*1(b)	22,282,571	19,396,747	2,885,824	114.9
一般会計等以外の特別 会計に係る地方債償還に 充てるための一般会計等 からの繰入見込額(c)	197,375,701	210,076,890	△ 12,701,189	94.0
組合等が起こした地方債 の償還に係る負担等見込 額*2(d)	—	—	—	...
退職手当支給予定額に 係る一般会計等負担見込 額(e)	80,047,085	82,124,769	△ 2,077,684	97.5
設立法人の負債の額等に 係る一般会計等負担見込 額*3(f)	804,827	1,152,693	△ 347,866	69.8
連結実質赤字額(g)	—	—	—	...
組合等連結実質赤字額 相当額のうち一般会計等 負担見込額*4(h)	—	79,306	△ 79,306	—
充当可能財源等(i+j+k=B)	1,013,685,991	1,036,802,630	△ 23,116,639	97.8
充当可能基金額*5(i)	197,745,576	197,892,681	△ 147,105	99.9
特定歳入見込額*6(j)	281,095,667	294,544,088	△ 13,448,421	95.4
地方債現在高等に係る基 準財政需要額算入見込 額(k)	534,844,748	544,365,861	△ 9,521,113	98.3
標準財政規模(C)	303,205,524	299,201,763	4,003,761	101.3
元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入 額(D)	42,140,167	41,302,223	837,944	102.0
A-B	291,305,138	274,185,595	17,119,543	106.2
C-D	261,065,357	257,899,540	3,165,817	101.2
将来負担比率 ((A-B)/(C-D) × 100)	111.5	106.3		
早期健全化基準	400.0			

<算定式>

$$\left. \begin{array}{l} \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ \text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ \qquad\qquad\qquad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right\}$$

*1 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るものである。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

*2 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額である。

*3 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額である。

*4 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である。

*5 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額である。

*6 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額である。

5 まとめ

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、地方債の元利償還金は増加したものの、標準財政規模が増加したことなどにより前年度から低下している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる見込額である特定歳入見込額などの充当可能財源等が減少したことなどにより前年度から上昇している。

健全化判断比率が公表された平成19年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率の推移についてみると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っている。引き続き、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進められたい。

平成25年度川崎市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、企業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成26年6月2日から同年8月7日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況

(単位 : %)

会 計 名	25 年度	24 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	—	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算出される。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかつたため資金不足比率は算出されなかった。

1 地方公営企業法適用企業

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(1) 病院事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 48 億 6,349 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区分	金額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 4,863,490	△ 4,288,793	△ 574,697	113.4
流動負債等*1(a)	5,011,589	5,131,760	△ 120,171	97.7
算入地方債現在高*2(b)	—	—	—	...
流動資産等*3(c)	9,875,079	9,420,553	454,526	104.8
事業規模(B)	32,741,760	32,704,219	37,541	100.1
(A/B×100)	△ 14.8	△ 13.1		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(注)資金剩余额がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

(2) 下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 33 億 7,759 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区分	金額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 3,377,591	△ 1,646,571	△ 1,731,020	205.1
流動負債等(a)	13,860,963	11,335,379	2,525,584	122.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	17,238,554	12,981,950	4,256,604	132.8
事業規模(B)	34,284,421	34,922,617	△ 638,196	98.2
(A/B×100)	△ 9.8	△ 4.7		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 125 億 6,600 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区分	金額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 12,566,000	△ 11,983,021	△ 582,979	104.9
流動負債等(a)	7,407,568	8,562,619	△ 1,155,051	86.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	19,973,568	20,545,640	△ 572,072	97.2
事業規模(B)	28,304,745	28,615,031	△ 310,286	98.9
(A/B×100)	△ 44.3	△ 41.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(4) 工業用水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 84 億 8,828 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区分	金額			前年度比
	25 年度	24 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 8,488,283	△ 4,389,618	△ 4,098,665	193.4
流動負債等(a)	821,356	1,536,734	△ 715,378	53.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	9,309,639	5,926,352	3,383,287	157.1
事業規模(B)	7,015,795	6,985,169	30,626	100.4
(A/B×100)	△ 120.9	△ 62.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(5) 自動車運送事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス4,038万円となり、資金不足が発生しなかつたため算出されなかつた。

(単位：千円、%)

区分	金額			前年度比
	25年度	24年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 40,383	△ 621,699	581,316	6.5
流動負債等(a)	1,322,849	1,302,618	20,231	101.6
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	1,363,232	1,924,317	△ 561,085	70.8
事業規模(B)	7,596,795	7,666,805	△ 70,010	99.1
(A/B×100)	△ 0.5	△ 8.1		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

*1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき未払金等を控除した額である。

*2 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

*3 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額である。

2 地方公営企業法非適用企業

$$\left. \begin{array}{l} <\text{算定式}> \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益に相当する額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \end{array} \right\}$$

(1) 卸売市場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかつたため算出されなかつた。

(単位:千円、%)

区分	金額			前年度比
	25年度	24年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	2,465,047	2,336,452	128,595	105.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,465,047	2,336,452	128,595	105.5
事業規模(B)	868,367	870,882	△ 2,515	99.7
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(2) 港湾整備事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス2,057万円となり、資金不足が発生しなかつたため算出されなかつた。

(単位:千円、%)

区分	金額			前年度比
	25年度	24年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 20,571	△ 49,294	28,723	41.7
歳出額(a)	2,760,882	1,775,179	985,703	155.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,781,453	1,824,473	956,980	152.5
事業規模(B)	696,210	694,839	1,371	100.2
(A/B×100)	△ 2.9	△ 7.0		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス2億2,925万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区分	金額			前年度比
	25年度	24年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 229,255	△ 241,587	12,332	94.9
歳出額(a)	722,525	337,192	385,333	214.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	951,780	578,779	373,001	164.4
事業規模(B)	349,598	315,084	34,514	111.0
(A/B×100)	△ 65.5	△ 76.6		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

3まとめ

当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

なお、自動車運送事業会計では、平成26年度において資金不足が生じ、資金不足比率が算出される見込みとなっており、改善に向けた取組が求められる。

また、他の会計においても、資金需要の的確な把握に努めるとともに、安定した経営基盤の構築を望むものである。